

浜田市ふるさと体験村施設に係る活用方針(案)について

1 活用方針(案)の概要

(1) 弥栄自治区地域協議会の意見要旨

平成 31 年 2 月 1 日に弥栄自治区地域協議会(以下「地域協議会」という。)から市長に対し、「ふるさと体験村の今後の運営に係る意見」が提出された。地域協議会からの意見の要旨は、次のとおりであった。

- ア 弥栄地域では、多くの体験交流事業の提供が可能であり、体験交流事業の提供者と利用者の交流の拠点として、体験村を活用していただきたい。
- イ 弥栄地域内の周遊や滞在時間を延長するためには宿泊機能が必要であり、体験村の宿泊施設を活用していただきたい。
- ウ 体験交流事業の提供者と利用者とのマッチングや、体験交流事業の掘り起こしについても、市に支援していただきたい。

(2) 活用に係る考え方

市としても、地域協議会の意見を尊重し、ふるさと体験村活用検討会議において検討を行った。ふるさと体験村は、これまでのような都市住民が田舎体験を行う場だけでなく、体験交流事業を通して地域住民との交流の場となる必要があると考え、次のとおりまとめた。

- ア 弥栄の魅力「食・自然・人」を活かした地域住民による体験交流事業を推進する拠点として、ふるさと体験村を活用する。
- イ 遠方からの利用者も想定して、体験交流事業と宿泊事業を併せて実施することで公益事業と位置付ける。施設は、古民家、ログハウス及び里山(どぶろく棟)の一部を活用する。
 - (ア) 施設の運営は通年とせず期間を限定するなど、採算性を検討する。
 - (イ) レストランや大浴場など、交流館を活用した収益事業は実施しない。
- ウ 体験交流事業の調整業務(コーディネート・提供者と利用者のマッチング)及び宿泊事業の運営は指定管理者方式での実施を目指す。具体的な事業者を見つけることは大きな課題である。
 - (ア) 採算が厳しいことが想定されるので、公益性の認められる経費については市が財政負担を検討する。具体的な考え方は後述の第 3 項第 3 号に示す。
 - (イ) ふるさと体験村再開の前提は、地元での体験交流メニューの提供であり、その魅力向上、新たなメニューの掘り起こしも含めた受入体制の整備のため、先進地事例の調査や専門家の招へいにより提供者の育成を図る。

(3) 当面の対応

ア 本年3月末までとしていた休止期間をしばらく延長して、指定管理者となりうる法人等の事前調査、体験交流事業の体系化、体験交流メニュー提供者の組織化などの課題について検討を深める。

イ 体験交流事業の先進地事例(石巻市「モリウミアス」等)を調査するとともに、まちむら交流機構などから専門家を招へいし、弥栄の魅力、ふるさと体験村の活用に係る指導・助言を受け、体験交流メニュー提供者の育成を図る。併せて、体験交流事業の更なる掘り起こしや魅力向上に関する研究を行う。

2 事業(施設)ごとの活用の方向性

活用については、現状のまま再開することなく、求められている機能や収支見込みなどを精査し、次のとおり事業(施設)ごとに活用の方向性をまとめた。

事業	休止前の実施場所	財政負担	活用の方向性
① 体験交流	-	○	<ul style="list-style-type: none">・公益性の高い事業であり、弥栄の魅力向上に資することから推進し、田舎でしか味わえない体験や地域住民との交流を提供する。・地元を含めた子どもたちへの教育プログラム提供の場とする。・事業の調整役は指定管理者が担う。・より魅力的なプログラムの提供のため、提供者に対し、企画力、安全管理能力習得の支援を行う。
② 宿泊	古民家・ログハウス	○	<ul style="list-style-type: none">・体験交流事業と併せて実施することで公益性の高い事業として、指定管理者方式での実施を目指す。・過去の利用状況をみると冬場は低調であることから、運営期間を春から秋口までに限定する。・島根県立大学や連携大学等の合宿などの活用ができるよう関係機関に積極的に働きかける。・宿泊に伴う飲食の提供は行わない。利用者の自炊又は地元が予約に応じて提供することを検討する。・里山(どぶろく棟)の一部を受付事務所として活用する。
③ 大浴場	浴場棟		<ul style="list-style-type: none">・過去の利用実績が低調であったことや運営費が高額となり、赤字を発生させる可能性が高いことから、直営での再開は行わない。・指定管理者の自主事業での活用、次に民間への譲渡、貸付等を検討する。

④ 食堂	交流館食堂		<ul style="list-style-type: none"> ・運営費が高額となり、赤字を発生させる可能性が高いことから、直営での再開は行わない。 ・指定管理者の自主事業での活用、次に民間への譲渡、貸付等を検討する。
	里山		<ul style="list-style-type: none"> ・民間で食堂その他の目的での活用希望があれば場所を提供する。
⑤ 特産品	交流館		<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊業務に付随するサービスとして実施することは可能であるが、指定管理者の判断に委ねる。実施する場合は、指定管理者の自主事業とする。
⑥ どぶろく	里山		<ul style="list-style-type: none"> ・市の直営では製造免許が付与されないため、製造はできないが、民間が実施を希望する場合は場所を提供する。ただし、食堂その他の目的での活用希望がある場合は調整が必要となる。
⑦ その他 (施設)	交流館		<ul style="list-style-type: none"> ・過去の利用実績が低調であったことや施設の構造上、維持管理費が高額となることから、使用しない。 ・指定管理者の自主事業での活用、次に民間への譲渡、貸付等を検討する。
	公衆便所、水道(飲料水)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業であり、市が財政負担を行う施設である。

3 今後の施設運営に関する財政負担及びその考え方

ふるさと体験村の運営については、指定管理者の柔軟な発想や取組を促すとともに、民間手法による効率化を図るため、前項の事業（施設）ごとの活用の方向性を踏まえた上で、その具体的な活用手法は指定管理者に委ねるものとする。

一方、体験交流事業及び宿泊事業における公益性が認められる経費にあっては市の財政負担が必要となるため、その考え方については次のとおりとする。

- (1) 平成 31 年度においては、当初予算(案)のとおり施設閉鎖及び公衆便所、水道(飲料水の提供)使用不可の状態での管理に必要な経費(1,557 千円)とする。
- (2) 指定管理者制度での施設再開の方向性が決定した場合は、再開に当たっての準備経費及び運営に係る指定管理料の確保が必要となり、これらの経費は基本的に市が財政負担を行う。
- (3) 指定管理者が効率的な運営を行ってもなおその運営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費を指定管理料の算定根拠とする。具体的には、「①事業を実施しない場合においても必要となる施設の維持管理費」及び「②体験交流事業の調整業務に必要な経費」の合計額を上限とする。

4 今後のスケジュール(案)

